

十和田風力開発株式会社
「(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業 環境影響評価方法書」
に対する勧告について

令和3年12月9日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業環境影響評価方法書について、十和田風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県十和田市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大180,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 7月30日
環境大臣意見受理	令和2年10月 8日
経済産業大臣意見発出	令和2年10月19日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 6月18日
住民意見の概要等受理	令和3年 8月20日
青森県知事意見受理	令和3年11月10日
経済産業大臣勧告発出	令和3年12月 9日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、萬上
電話03-3501-1742（直通）

十和田風力開発株式会社

「(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電設備の配置等に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 渡り鳥の調査について、春季における渡りは、短期間に集中することから、周辺の状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
3. 本事業の実施により、戸来岳からの眺望景観に影響を及ぼすおそれがあることから、戸来岳を景観の調査地点に追加すること。
4. 対象事業実施区域及びその周辺には、十和田湖への旧参詣道である十和田古道が現存している。同古道については、未だ十分な知見が得られていないと考えられることから、関係機関等からの意見聴取等を行った上で、必要に応じて主要な眺望点や人と自然との触れ合いの活動の場を選定すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)